

2017年度 春学期末試験問題用紙

科目名 日本国憲法		担当者 佐藤 敬二		問題枚数 4 頁
試験時間 60 分		本紙回収 不要	この試験に持込可能とするもの なし	
		試験実施日 2017年8月10日		
学科	学年	学籍番号	氏 名	処理欄 (採点等)
子ども教育	1			

以下の①から④の新聞記事から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている法的論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. 選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。
 2. 一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。
 3. 採点基準（各問50点満点、合計100点満点で採点する）
 a) 設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。
 b) 必要なことが述べられていれば○で10点、不十分ならば△で5点、関係することが述べられていないとXで0点。
 c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

①高校生政治活動の届け出制

朝日新聞 2016年06月08日付参照

今年度から愛媛県立高全59校が校則で義務化した、高校生の政治活動の届け出制について考える集会が7日、東京都の参院議員会館であった。松山大学法学部の遠藤泰弘教授は、県教委や学校が届け出制の理由に「生徒の安全を守る」を挙げていることについて、「生徒を萎縮させ、18歳選挙権に逆行する。安全を理由にして権利を制限していいとはならない」と指摘。「国連子どもの権利条約の13条も、表現の自由を制限できるのは他の者の権利または信用の尊重などの目的に限られており、届け出制は条約違反」とした。

②外国籍の参与員不可事件

朝日新聞 2011年12月28日付参照

裁判官に意見を述べる参与員について岡山家裁は、韓国籍の30代男性弁護士の選任を、日本国籍がないとして拒否した。家庭裁判所の参与員は、養子縁組などの審判や離婚訴訟などの際に裁判官に意見を述べる。家裁は「参与員は裁判官の判断に関与し、公権力の行使、国家意思の形成への参画にたずさわる公務員に該当する」としており、日本国籍が必要との見解だ。岡山弁護士会は「法律にも最高裁の規則にも、日本国籍を必要とする条項はない。この弁護士は、永住資格を有し、弁護士としての経験を積み、能力・適格性を十分に備えている」と反論する。

③君が代不起立事件

朝日新聞 2016年07月07日付参照

式典で君が代を起立斉唱しなかったことで減給処分にしたのは思想・良心の自由を侵害し違憲だとして、大阪府立高校の元教諭が、府の処分取り消しと、100万円の国家賠償を求めた訴訟の判決が6日、大阪地裁であった。教職員に起立斉唱を義務付けた府の君が代条例は2011年6月に施行された。原告は定年直前だった13年3月の卒業式前、校長から起立斉唱を命じられた。当日は卒業生を見送ろうと体育館に入り、斉唱時は教員の列の一番後ろで座っていた。府教育委員会は職務命令に違反したとして減給10分の1（1カ月）の懲戒処分とした。

④光市母子殺害被告の実名本出版差止事件

朝日新聞 2009年10月06日付参照

山口県光市で母子が殺害された事件をめぐり、当時18歳だった被告の元少年を実名で表記したルポルタージュ本が近く出版されることになり、元少年の弁護団が出版の差し止めを求める仮処分を5日に広島地裁に申請した。弁護団の1人は「元少年は実名掲載を了解していないと言っている。実名の出版物への掲載を禁じた少年法の趣旨に反し、出版は許されない」と話している。

⑤小中指導要録所見欄非開示事件

朝日新聞 2000年10月28日付参照

可児市の小中学校に通っていた元生徒の女子高校生が、在学中の自分の指導要録の開示を求めて同市に情報公開請求したところ、所見欄などが非開示となった。元生徒と母親は二十七日、「開示に支障があるとは思えない」として、市個人情報保護審査会に不服申し立てをした。市教育委員会は、非開示の理由を「次の担任への引き継ぎのためのもので、それ以外の読み手を想定したものではない」「開示によって、適正な公務の執行に支障が生じる恐れがある」などとした。

⑥夫婦同姓規定事件

朝日新聞 2013年05月29日付参照

夫婦別姓を認めない民法の規定が憲法違反かどうか問われた訴訟の判決が29日、東京地裁であった。裁判長は「結婚した夫婦両方が結婚前の姓を名乗れる権利を、憲法が保障しているとは言えない」として、現行規定は合憲との判断を示した。民法750条は、結婚の際、夫か妻のどちらかの姓を名乗ると定めている。これにより、正式に結婚した夫婦の別姓は法的に認められない形となっている。原告側は「民法750条によって、結婚するならば夫か妻のどちらかの姓を名乗ることを強制されている」と主張。夫婦別姓を認めないのは、「結婚する男女は平等の権利を有する」と定めた憲法24条や、個人の尊厳をうたう憲法13条に反すると訴えた。

⑦大規模太陽光発電所差止事件

朝日新聞 2016年11月12日付参照

由布市湯布院町塚原の大規模太陽光発電所（メガソーラー）計画をめぐり、住民や旅館経営者ら32人が、計画差し止めを求め、2事業者を訴えた裁判の判決が11日、大分地裁であった。住民らは2015年、土地所有者である「湯布院塚原プロパティ合同会社」と、発電事業者の「湯布院塚原ソーラー・エネルギー合同会社」を提訴。メガソーラーが建設されれば、由布岳から伽藍（がらん）岳に広がる塚原地区の景観を享受する住民の環境権と、景観利益が侵害されるとして、開発の差し止めを求めていた。判決は、原告が主張する環境権と自然環境に対する景観利益について、「実定法上の明確な根拠はない」と判断。「差し止めを求める根拠となりうる権利または利益を有していない」と訴えを退けた。

⑧賃貸更新料事件

朝日新聞 2010年02月25日付参照

賃貸マンションの契約更新時に入居者から「更新料」を徴収する契約条項は消費者契約法に照らして無効だとして、熊本市の20代女性が家主に支払い済みの更新料など34万8千円の返還を求めた訴訟の控訴審判決が24日、大阪高裁であった。安原清蔵裁判長は、更新料を無効とした一審判決を支持し、家主に全額返還を命じた。原告側弁護団によると、更新料をめぐる高裁レベルの判断は「無効」2件、「有効」1件となった。

⑨ダンス規制事件

朝日新聞 2013年10月01日付参照

「ダンス規制」は時代に合っているのか——。その是非を争点とした刑事裁判が1日、大阪地裁で始まった。検察側はダンスを規制対象とし、無許可営業に刑罰を科す風俗営業法に基づき「違反は明らか」と指摘。これに対し被告のクラブ経営者側は、「(クラブは)規制対象とされる風俗営業ではないと、裁判所が判断すると信じています」。風営法で規制対象となるダンスは、ヒップホップにとどまらず、サルサ、タンゴなどほぼ全てのジャンルにわたる。検察側は今回の公判で、「ダンス」とは「社会の風俗に影響を及ぼす可能性があるもの」と定義。具体的には、薄暗い中、大音量の音楽やミラーボールなどの照明があり、酒類を提供する店内で客が音楽に合わせ、ステップを踏む▽体を上下左右に揺らす▽ひざの曲げ伸ばしをする▽腕や頭を振る—ものとしている。弁護側によると、体が触れあうような状態ではなく、音楽を聴いて会話する人もおり、「思い思いに体を揺らしていた」。

⑩高校必修科目履修漏れ事件

朝日新聞 2006年12月20日付参照

高校の必修科目の履修漏れ問題で静岡県教育委員会は19日、教育長や現場の学校長ら計39人を処分した。県教委は、履修漏れが起きた原因について「学校で学習指導要領の法的拘束力の認識不足があった。それは改めなければならないし、私たちにも認識不足があった」と述べ、高校と県教委双方に学習指導要領を守らなくてもよいという認識が背景にあったとの考えを示した。

⑪高度プロ

朝日新聞 2015年06月24日付参照

大手金融会社の証券アナリストDさんは、年収1500万円のエリート社員。でも残業も多く、少々疲れ気味だ。先日、同僚に「労働基準法が改正されると、私たちは『残業代ゼロ』になる」と言われた。会社員らが1日8時間超働くと、ふだんの賃金より高い残業代をもらえる。夜10時以降や休日も手当が出る。経営者に近い一部の管理職には残業代が出ない人がいるが、その場合も深夜手当は出る。「高度プロ」になると、社内での地位に関係なく、残業代や深夜・休日の手当が出なくなる。狙いは仕事の効率を高めることだ。1千万円を超える給与所得者は、全体の4%。職種を限ると対象はさらに狭まる。改正案では働きすぎ対策として、(1)年104日以上の休日(2)終業から次の出勤までの最低限の休息、などのうち、一つの確保を会社に義務づけている。

⑫生活保護世帯の預貯金

朝日新聞 1996年07月17日付参照

阪神大震災後、神戸市が生活保護世帯の預貯金について、七十万円を上限に認める対応を取っていることがわかった。生活保護世帯の預貯金について、国は「法の趣旨に反する」として認めておらず、貯蓄が分かれば保護を打ち切るケースも多い。神戸市のように、基準額を示して預貯金を使途を問わずに認めるのは異例で、被災地の現状に対する「緊急対応」といえる。神戸市関係者によると、仮設住宅への入居がピークを迎えた昨年七月、市内の全九福祉事務所間で預貯金の取り扱いを合意。それによると、「保護費の累積金等」の処理は「七十万円まで保有を容認することとなっているので、そのまま移管の事務処理を進める」と、使途を問わずに貯金を認める対応を明記している。主に住宅が全半壊して仮設住宅に入居している被災者を目安にしているが、一部損壊の人でもケースによっては同じ扱いをしているという。

⑬安保法制違憲訴訟

朝日新聞 2017年05月31日付参照

安全保障関連法は憲法違反だとして、長崎市の被爆者らが国に損害賠償を求めた訴訟の口頭弁論が30日、長崎地裁であった。第2陣の提訴で原告は計211人になった。この日の弁論では第2陣の原告らが意見陳述した。佐世保市の元海上自衛官は、安倍晋三首相が安保法について「日本が米国の戦争に巻き込まれることはない」と説明したことを「現実を無視している」と批判。集団的自衛権の行使は「戦争の当事者となることを意味する。戦闘を行う自衛隊員は、間違いなく負傷し、戦死します」と述べた。日本基督教団長崎飽之浦教会の牧師は、かつて教団が太平洋戦争に加担する立場をとったことの反省にも触れたうえで、「国家が国民に圧力を加え、命の危険にさらすような場合には、しっかりと声をあげなければならない」と述べた。

⑭石綿訴訟

朝日新聞 2011年08月26日付参照

大阪南部の泉南地域に点在していた元石綿関連工場の労働者ら計32人が「国がアスベスト（石綿）の規制を怠ったため、肺がんなどにかかった」として、計9億4600万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決が25日、大阪高裁であった。裁判長は一審判決が認めた国の規制の不備を否定し、原告逆転敗訴の判決を言い渡した。控訴審判決は「工業製品の製造や加工の際に新たな化学物質の排出を避けることは不可能であり、規制を厳しくすれば工業技術の発達や産業社会の発展を大きく阻害する」と指摘。規制の時期や内容については、行政の裁量に委ねられている部分が多いとの判断を示した。